

騒音規制法・振動規制法・市川市環境保全条例に基づく 特定施設の届出について

一定の騒音や振動が発生する施設を工場・事業場に設置する際には法律又は条例に基づく届出が必要です

(この法令上の「施設」とは、工場・事業場全体ではなく、産業機械など個々の「設備」を指します)

《目次》	
1. 届出フローチャート	P1
2. 規制対象地域	P2
3. 騒音・振動関係の届出対象施設一覧	P3～4
4. 騒音・振動関係の届出一覧	P5～6
5. 騒音の基礎知識及び騒音・振動の規制基準	P7～8
6. 届出の記入方法	P9～10
7. 第2庁舎へのアクセス	P11

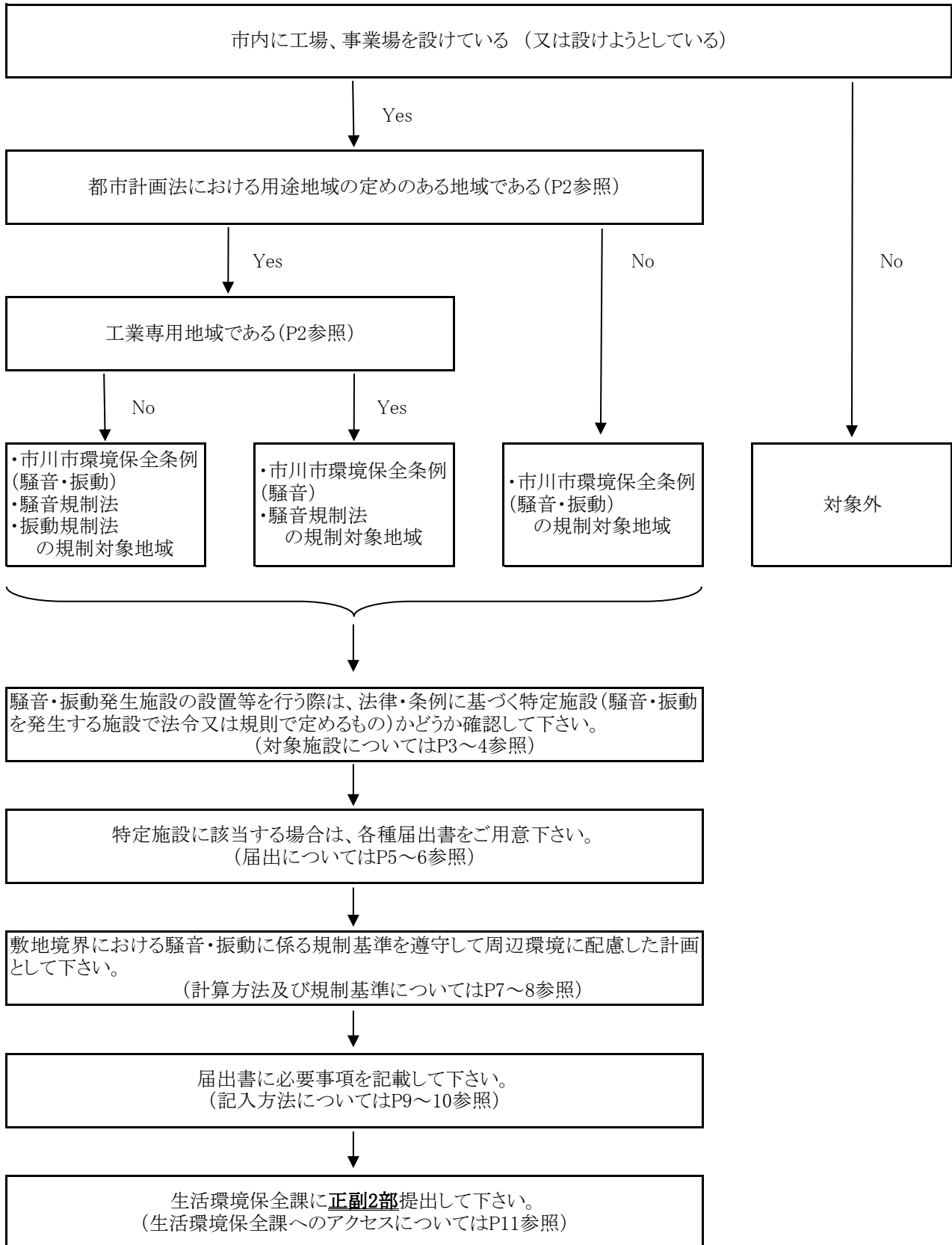
法令条文の検索・届出様式は下記のホームページを参照して下さい。

	騒音規制法・振動規制法	市川市環境保全条例
法令条文の検索	https://elaws.e-gov.go.jp/(e-Gov法令検索) 	https://www.city.ichikawa.lg.jp/gen08/1111000002.html(市川市例規集) 
届出様式	http://www.city.ichikawa.lg.jp/en/v03/1111000026.html 	http://www.city.ichikawa.lg.jp/en/v03/1111000009.html 

【問合せ・届出先】

市川市 環境部 生活環境保全課
 〒272-8501 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号
 電話：047-712-6312 (直通)
 ファックス：047-712-6316

届出フローチャート



規制対象地域

市川市における騒音規制法・振動規制法・市川市環境保全条例の指定対象地域は以下の通りとなります。

法の区分 地域の区分		凡例	騒音		振動	
			騒音 規制法	市川市 環境保全 条例	振動 規制法	市川市 環境保全 条例
用途地域の定めのある地域 都市計画法における	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	■	対象	対象	対象	対象
	工業専用地域	■			対象外	対象外
	用途地域の定めのない地域	□	対象外		対象外	対象

※ 用途地域の詳細については、市川市地図情報システム『いち案内』から確認できます。 ↓
<https://gis.city.ichikawa.lg.jp/webgis/?p=0&bt=0&mp=101-24&>



市川市全域図



届出対象施設一覧(1/2)

・○のついた施設については、能力を問わず届出の対象となります。なお、施設的能力等は原動機の定格出力となります。
 ・表中の数値について、下線が引いていないものに関しては、原動機の定格出力を示します。

届出対象施設		騒音		振動		備考
		騒音 規制法	市川市環境 保全条例	振動 規制法	市川市環境 保全条例	
金属 加工 機械	圧延機械	* ₁ 22.5kW 以上	○		○	* ₁ 原動機の定格出力の合計
	製管機械	○	○		○	
	ベンディングマシン	* ₂ 3.75kW 以上	○		○	* ₂ ロール式に限る
	液圧プレス	* ₃ ○	○	* ₃ ○	○	* ₃ 矯正プレスを除く
	機械プレス	<u>294kN</u> 以上	○	○	○	呼び加圧能力
	せん断機	3.75kW以上	○	1kW以上	○	
	鍛造機	○	○	○	○	
	ワイヤーフォーミング マシン	○	○	37.5kW以上	○	
	ブラスト	* ₄ ○	○			* ₄ タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く
	タンブラー	○	○			
	製びょう機		○			
	製釘機		○			
	切断機	* ₅ ○	○			* ₅ といしを用いるものに限る
	平削盤		○			
	型削盤		○			
研磨機		○				
自動やすり目立機		○				
空気圧縮機		* ₆ 7.5kW以上	2.25kW以上	7.5kW以上	2.25kW以上	空調機、冷凍機を除く * ₆ 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く
圧縮機				* ₇ 7.5kW以上	2.25kW以上	空調機、冷凍機を除く * ₇ 環境大臣が指定する低振動型圧縮機を除く
送風機(排風機)		7.5kW以上	2.25kW以上			
破碎機、摩砕機		* ₈ 7.5kW 以上	○	* ₈ 7.5kW 以上	○	* ₈ 土石用又は鉋物用のものに限る 37.5kW以上のものは「粉じん発生施設」の届出も必要(湿式及び密閉式を除く)
ふるい、分級機		7.5kW 以上	○	7.5kW 以上	○	土石用又は鉋物用のものに限る 「粉じん発生施設」の届出も必要(湿式及び密閉式を除く)
粉碎機			○		○	
繊維 機械	織機	○	○	○	○	原動機を用いるものに限る
	紡績機械		○			
	編組機		○			
	ねん糸機		○			
建設 用資材 製造 機械	コンクリートブロック マシン			* ₉ 2.95kW 以上	○	* ₉ 原動機の定格出力の合計
	コンクリート管・柱製 造機械			* ₁₀ 10kW 以上	○	* ₁₀ 原動機の定格出力の合計
	コンクリートプラント	* ₁₁ 混練容量 0.45m ³ 以上	○			* ₁₁ 気ほうコンクリートプラントを除く
	アスファルトプラント	混練容量 200kg以上	○			

・用途地域の定めのある地域で騒音規制法、振動規制法の届出対象施設を設置する場合、市川市環境保全条例による重複届出は不要です。
 ・用途地域の定めのない地域に設置される特定施設は、市川市環境保全条例の対象となります。
 ・電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する施設については届出不要の場合があります。

届出対象施設一覧(2/2)

- ・○のついた施設については、能力を問わず届出の対象となります。なお、施設的能力等は原動機の定格出力となります。
- ・表中の数値について、下線が引いてないものに関しては、原動機の定格出力を示します。

届出対象施設		騒音		振動		備考
		騒音 規制法	市川市環境 保全条例	振動 規制法	市川市環境 保全条例	
木材 加工 機械	ドラムバーカー	○	○	○	○	
	チップパー	2.25kW以上	○	2.2kW以上	○	
	碎木機	○	○			
	帯のご盤(製材用)	15kW以上	○			
	帯のご盤(木工用)	2.25kW以上	○			
	丸のご盤(製材用)	15kW以上	○			
	丸のご盤(木工用)	2.25kW以上	○			
	かんな盤	2.25kW以上	○			
抄紙機		○	○			
印刷機械		* ₁₂ ○	* ₁₂ ○	2.2kW以上	2.2kW以上	* ₁₂ 原動機を用いるものに限る
ロール 機	ゴム練用又は合成 樹脂練用ロール機		○	* ₁₃ 30kW以上	○	* ₁₃ カレンダーロール機を除く
	その他のロール機		○			
合成樹脂用射出成形機		○	○	○	○	
鋳造型機		* ₁₄ ○	○	* ₁₄ ○	○	* ₁₄ ジョルト式のものに限る
ニューマチックハンマー			○			
自動製瓶機			○			
ドラム缶洗浄機			○			
ロータリーキルン			○			
コルゲートマシン			○			
バーナー			<u>25L/h</u> 以上			重油換算による燃焼能力
走行 クレーン	天井走行クレーン		○			
	門型走行クレーン		○			
集じん装置			○			
冷凍機			<u>2.25kW</u> 以上		<u>2.25kW</u> 以上	圧縮機的能力
空調機			<u>2.25kW</u> 以上		<u>2.25kW</u> 以上	電気式のものには圧縮機的能力を、ガスエンジン式のものにはエンジンの定格出力を示す
原動機	ディーゼルエンジン		○		○	燃料消費量25L/h以上のものは「ばい煙発生施設」の届出も必要
	ガソリンエンジン		○		○	燃料消費量17.5L/h以上のものは「ばい煙発生施設」の届出も必要
クーリングタワー			○			
自動二輪車競技施設			○			
自動車 駐車場	平面式駐車場		<u>10台</u> 以上			収容能力
	立体式駐車場		<u>5台</u> 以上			収容能力

- ・用途地域の定めのある地域で騒音規制法、振動規制法の届出対象施設を設置する場合、市川市環境保全条例による重複届出は不要です。
- ・用途地域の定めのない地域に設置される特定施設は、市川市環境保全条例の対象となります。
- ・電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する施設については届出不要の場合があります。

届出一覧(騒音)

	騒音規制法	市川市環境 保全条例(騒音)	提出期限	添付書類
特定施設を設置しようとする場合	特定施設設置届出 (様式第1) 第6条第1項	特定施設設置(使用) 届出書 (様式第1)(別紙6) 第67条第1項	設置の工事開始 の日の30日前ま で	①周囲100mの 見取り図 ②法人の組織図 ③建築物の配置 図 ④騒音の大きさ の計算書(P7参 照) ⑤特定施設及び 騒音防止施設の 概要 ※詳細につい ては下記を参照 して下さい。
法または条例の改正により追加 された施設がすでに設置されて いる等の場合	特定施設使用届出書 (様式第2) 第7条第1項	特定施設設置(使用) 届出書 (様式第1号)(別紙6) 第69条第1項	当該施設が特定 施設となった日 から30日以内	
特定施設の種類ごとの数を変更 する場合	特定施設の種類ごとの 数変更届出書 (様式第3) 第8条第1項	特定施設構造等変更 届出書 (様式第2号)(別紙6) 第70条第1項	変更をしようとする 日の30日前ま で	
特定施設の防止方法の変更を する場合	騒音の防止の方法変 更届出書 (様式第4) 第8条第1項	特定施設構造等変更 届出書 (様式第2号)(別紙6) 第70条第1項	変更をしようとする 日の30日前ま で	
特定施設の使用方法の変更を する場合	—	特定施設構造等変更 届出書 (様式第2号)(別紙6) 第70条第1項	変更をしようとする 日の30日前ま で	
氏名等の変更をする場合	氏名等の変更届出書 (様式第6) 第10条	氏名等変更届出書 (様式第3号) 第72条	氏名等に変更が あった日から30 日以内	
全ての特定施設の使用を廃止し た場合	特定施設使用全廃届 出書 (様式第7) 第10条	特定施設使用廃止(全 廃)届出書 (様式第4号) 第72条	特定施設を全て 廃止した日から 30日以内	
全ての特定施設を譲り受けまた は借り受けた場合	承継届出書 (様式第8) 第11条第3項	承継届出書 (様式第5号) 第73条第3項	承継があった日 から30日以内	

※添付書類は以下の点に注意し、**正副2部**ご用意下さい。

①周囲100mの見取り図	周辺の目印となる建物を含め、現地確認に行ける程度の地図を添付して下さい。
②法人の組織図	法人の場合は、経営組織の運営を図示したものを添付して下さい。
③特定施設、騒音の防止施設 及び建築物の配置図	建物の構造や大きさ、特定施設の設置箇所等が明確にされた図面を添付して下さい。
④騒音の大きさの計算書	敷地境界における予測結果を計算過程も明確にしたものを添付して下さい。 なお、図面上で予測地点と特定施設の距離等の関係を明確にして下さい。
⑤特定施設及び騒音防止施設 の概要	特定施設の概要についてはカタログ(特定施設ごとに型式、公称能力および騒音値 (音圧レベル)が明確にされた図書)を添付して下さい。 騒音防止施設の概要については、特定施設に対して壁や屋内設置等により防音措 置を講じる場合、それぞれの構造が分かるものを添付して下さい。

複数の届出を同時に提出する場合は、重複する添付書類を省略することができます。

届出一覧(振動)

	振動規制法	市川市環境 保全条例(振動)	提出期限	添付書類
特定施設を設置しようとする場合	特定施設設置届出 (様式第1) 第6条第1項	特定施設設置(使用) 届出書 (様式第1)(別紙7) 第67条第1項	設置の工事開始 の日の30日前ま で	①周囲100mの 見取り図 ②法人の組織図 ③建築物の配置 図 ④特定施設及び 振動防止施設の 概要 ※詳細について は下記を参照し て下さい。
法または条例の改正により追加 された施設がすでに設置されて いる等の場合	特定施設使用届出書 (様式第2) 第7条第1項	特定施設設置(使用) 届出書 (様式第1号)(別紙7) 第69条第1項	当該施設が特定 施設となった日 から30日以内	
特定施設の種類ごとの数を変更 する場合	特定施設の種類及び能 力ごとの数変更届出書 (様式第3) 第8条第1項	特定施設構造等変更 届出書 (様式第2号)(別紙7) 第70条第1項	変更をしようとする 日の30日前ま で	
特定施設の防止方法の変更を する場合	振動の防止の方法変 更届出書 (様式第4) 第8条第1項	特定施設構造等変更 届出書 (様式第2号)(別紙7) 第70条第1項	変更をしようとする 日の30日前ま で	
特定施設の使用方法の変更を する場合	特定施設の使用の方 法変更届出書 (様式第3) 第8条第1項	特定施設構造等変更 届出書 (様式第2号)(別紙7) 第70条第1項	変更をしようとする 日の30日前ま で	
氏名等の変更をする場合	氏名等変更届出書 (様式第6) 第10条	氏名等変更届出書 (様式第3号) 第72条	氏名等に変更が あった日から30 日以内	
全ての特定施設の使用を廃止し た場合	特定施設使用全廃届 出書 (様式第7) 第10条	特定施設使用廃止(全 廃)届出書 (様式第4号) 第72条	特定施設を全て 廃止した日から 30日以内	
全ての特定施設を譲り受けまた は借り受けた場合	承継届出書 (様式第8) 第11条第3項	承継届出書 (様式第5号) 第73条第3項	承継があった日 から30日以内	

※添付書類は以下の点に注意し、**正副2部**ご用意下さい。

①周囲100mの見取り図	周辺の目印となる建物を含め、現地確認に行ける程度の地図を添付して下さい。
②法人の組織図	法人の場合は、経営組織の運営を図示したものを添付して下さい。
③特定施設、振動の防止施設 及び建築物の配置図	建物の構造や大きさ、特定施設の設置箇所等が明確にされた図面を添付して下さい。
④特定施設及び振動防止施設 の概要	特定施設の概要についてはカタログ(特定施設ごとに型式や公称能力が明確にされた図書)を添付して下さい。 振動値についても表示されている資料がありましたら、併せて添付して下さい。 振動防止施設の概要については、特定施設に対して壁や屋内設置等により防振措置を講じる場合、それぞれの構造が分かるものを添付して下さい。

複数の届出を同時に提出する場合は、重複する添付書類を省略することができます。

騒音の基礎知識

①音の大きさ

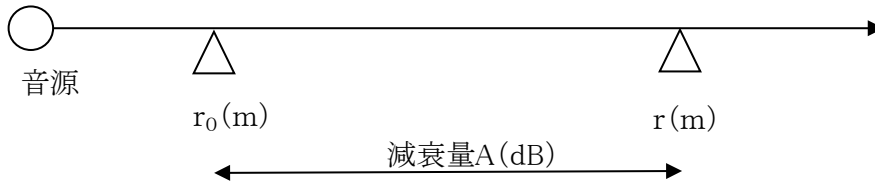
音の大きさは、遠くへ伝わっていく間にだんだん小さくなっていきます。これを「距離減衰」と呼びます。また、障害物、空気、地面、気象などの状況により音の大きさは影響を受けています。

②距離減衰

音の発生源（音源）の状況により減衰に違いがあります。

減衰量の概算は次のとおりです。

点音源の場合（音源が点である場合や音源からある程度離れている場合）



$$\text{減衰量}A(\text{dB}) = 20 \times \log_{10}(r/r_0)$$

※カタログ値が正面前方1mでの値の場合は $r_0 = 1$ になります。

早見表

r(m)	2	4	8	16	32
減衰量(dB)	6	12	18	24	30

③デシベルの計算(パワー和)

n個のレベル $L_1, L_2, L_3 \dots L_n$ (dB) の和のレベルLは

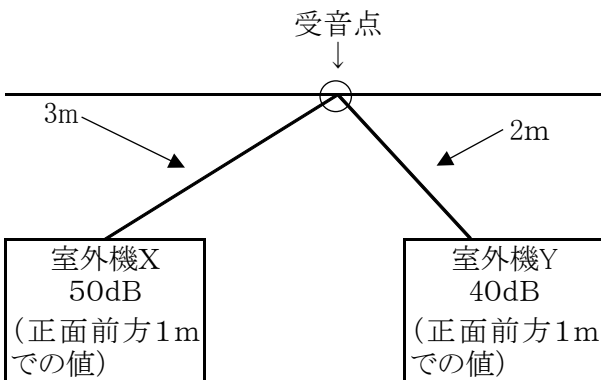
$$L = 10 \log_{10}(10^{L_1/10} + 10^{L_2/10} + 10^{L_3/10} + \dots + 10^{L_n/10})$$

で表されます。この和のレベルLをパワー和といいます。

例 70dBと70dBの二つのレベルのパワー和

$$\begin{aligned} 10 \log_{10}(10^{70/10} + 10^{70/10}) &= 10 \log_{10}(10^7 + 10^7) \\ &= 10 \log_{10}\{10^7(1+1)\} = 10 \log_{10}(10^7 \times 2) = 10(\log 10^7 + \log_{10} 2) = 10(7 + 0.30) = 73\text{dB} \end{aligned}$$

④計算例



○室外機X

・減衰量

$$20 \times \log_{10}(r/r_0) = 20 \log_{10}(3/1) = 9.54$$

・受信点での騒音値

$$50 - 9.54 = 40.46\text{dB}$$

○室外機Y

・減衰量

$$20 \times \log_{10}(r/r_0) = 20 \log_{10}(2/1) = 6.02$$

・受信点での騒音値

$$40 - 6.02 = 33.98\text{dB}$$

○二つの室外機のパワー和

$$10 \log_{10}(10^{40.46/10} + 10^{33.98/10})$$

$$= 10 \log_{10}(10^{4.05} + 10^{3.40})$$

$$= 41.4\text{dB}$$

規制基準

法令に基づく騒音・振動の特定施設を設置している場合、工場・事業場から発生する全ての騒音・振動について規制基準が適用されます。

特定工場等において発生する騒音に係る規制基準

時間の区分 地域の区分	昼間 (8時から19時まで)	朝・夕 (19時から22時まで) (6時から8時まで)	夜間 (22時から6時まで)
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 } a	50 dB	45 dB	40 dB
第一種住居地域 第二種住居地域 第一特別地域 } b	55 dB	50 dB	45 dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域(第一特別地域を除く) 第二特別地域	65 dB	60 dB	50 dB
工業地域(第二特別地域を除く) 工業専用地域	70 dB	65 dB	60 dB
用途地域の定めのない地域	60 dB	55 dB	50 dB

(注1) 規制基準は、工場・事業場の敷地の境界線での騒音値です。

(注2) 「第一特別地域」とは、準工業地域及び工業地域のうち、aに接する地域で、aの周囲30m以内の地域をいいます。

(注3) 「第二特別地域」とは、工業地域のうち、bに接する地域で、bの周囲30m以内の地域をいいます。

(注4) 学校等※(aにあるものを除く)の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準値は、この表の基準値から5dBを引いた値になります。

特定工場等において発生する振動に係る規制基準

時間の区分 地域の区分	昼間 (8時から19時まで)	夜間 (19時から8時まで)
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域	60 dB	55 dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 dB	60 dB
用途地域の定めのない地域	60 dB	55 dB

(注1) 規制基準は、工場・事業場の敷地の境界線での振動レベルです。

(注2) 学校等※の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準値は、この表の基準値から5dBを引いた値になります。

※学校等…学校、幼稚園、保育所、認定こども園、病院、入院施設のある診療所、図書館、特別養護老人ホーム

(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園)

届出の記入方法(表紙)

様式第1号(第5条、第17条、第27条、第45条、第61条関係)

設置の工事開始日の30日前までに提出下さい。

特定施設設置(使用)届出書

〇〇年 〇月 〇日

市川市長

変更の場合は、構造等変更届出書

届出者 住所(所在地) (郵便番号272-8501)

市川市八幡1-1-1

氏名(名称及び代表者の氏名)

株式会社 イチカワ 代表取締役社長 役所 太郎

この届出 職名及び氏名(電話番号047-334-1111)

の取扱者 施設管理部 役所 次郎

事業所等の場合はその名称を記入して下さい。

市川市環境保全条例第19条第1項・第20条第1項・第32条第1項・第33条第1項・第47条第1項・第67条第1項・第69条第1項・第86条第1項・第87条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出に係る特定施設の区分	1 ばい煙 2 粉じん 3 水質 4 地盤の沈下及び地下水位の著しい低下 ⑤ 騒音 ⑥ 振動 7 悪臭
工場等の名称	株式会社 イチカワ 南八幡工場 (電話番号047-320-3117)
工場等の所在地	南八幡2-18-9 (郵便番号272-0815)
△特定施設の種類	別紙のとおり 公害を防止するための組織及び担当者の職氏名 施設管理部 部長 役所 三郎
△特定施設の構造	別紙のとおり 常時勤務する従業員の数 50人
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり 工場等の敷地面積 300 m ²
△公害の防止又は処理の方法	別紙のとおり 工場等の建築面積 450 m ²
業種及び主な生産品目	情報通信業 工場等の所在地の用途地域 商業地域
資本金若しくは出資金又は資金の総額	1,000万円 通常の始業及び終業の時刻 9時00分から 17時00分まで
添付書類	1 工場等の敷地の周囲100メートルの見取図 2 特定施設を設置する者が法人である場合にあっては、その法人の組織図
V※審査結果	
※受理年月日	※整理番号 ※備考

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 △印の欄については、別紙1から別紙8までのうち、届出に係る特定施設の区分に応じて選択したものによること。

3 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

届出の記入方法(別紙)

別紙6

振動については別紙7に記入して下さい。

騒音に係る特定施設の概要

種 類	バーナー	空調機	ディーゼルエンジン	自動車駐車場	
数	1	2	1	1	
構 造	着工予定 設置年月日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日
	使用開始予定年月日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日
	型 式	<i>ABC-1型</i>	<i>DEF-2型</i>	<i>GHI-3型</i>	平置式
	公 称 能 力	30L/時	(4.3)+(2.5)kW	100kw 燃料消費量 20L/時	12台
	騒音値(dB)	〇〇dB	〇〇dB	〇〇dB	—
使 用 の 方 法	音響パワーレベル(PWL)ではなく、音圧レベル(SPL)を記入して下さい。				
	使用開始時刻	8時00分	8時00分	8時00分	6時00分
	使用終了時刻	18時00分	18時00分	18時00分	20時00分
使用状況	25日/月	作業時間中の温度調整	非常時及び点検(2回/年)	来客者及び従業員用	
騒音の防止の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界から距離を置く。 ・密閉式のボイラー室内に設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界から距離を置く。 ・防音壁を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・室内に設置する。 ・防音壁を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップの看板を設置する。 	
添 付 書 類	1 特定施設、騒音の防止施設及び建築物の配置図 2 工場等の敷地の境界線における騒音の大きさの計算書 3 特定施設及び騒音の防止施設の構造の概要図				

- 備考
- 1 特定施設設置(新設)の届出にあつては着工予定年月日を、特定施設使用(既設)の届出にあつては設置年月日を記入すること。
 - 2 特定施設使用(既設)の届出にあつては、使用開始予定年月日を記入する必要はない。
 - 3 特定施設の種類の欄には、市川市環境保全条例施行規則別表第8の騒音に係る特定施設の表に掲げる番号およびア、イ、ウ等の記号並びに施設名を記入すること。
 - 4 騒音値の欄には、特定施設から1メートル離れた場所で測定した測定値を記入すること。
 - 5 騒音の防止の方法は、消音施設の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を用いること。

市川市役所第2庁舎へのアクセス

○住所 〒272-8501
市川市南八幡2丁目20番2号

○最寄り駅 JR本八幡駅南口より徒歩約15分
京成八幡駅出口より徒歩約20分

